平成２３年（フ）第５５４号
大阪府寝屋川市大利町８番12号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市大利町17番15号
破産者　山口　裕已
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４４号
大阪市北区中崎１丁目２番３号　アクシオ梅田東407号、開始決定時の住所大阪市住吉区長居東１丁目26番６号
破産者　髙岡　明彦
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０９号
大阪府松原市天美東４丁目294番地の３
破産者　坂田智津子（旧姓有元）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１号
大阪府富田林市桜井町１丁目12番26号、開始決定時の住所堺市美原区さつき野西３丁目17番地７
破産者　木曽　良明
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
神戸市中央区脇浜町２丁目10番２号シルバーハウスコスモ507
破産者　前川　幸子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７７号
神戸市東灘区本山北町４丁目18番30号
破産者　外村　寿嗣
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１　ウイング神戸610号
破産者　板東商店こと　板東　英人
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の126
破産者　高田美智子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４０号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目19番25号ＴＮＫアベノ201号
破産者　堂本　光孝
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第９４号
岡山県井原市井原町687番地１、不動産登記簿上の住所岡山県井原市井原町687番地の１
破産者　寺地　啓爾
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津966番地３
破産者　木原　　功
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝388番地２
破産者　西山眞佐野
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
鹿児島県鹿児島市坂元町990番地の３
破産者　古川　廣已
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
北海道岩見沢市駒園５丁目２番28号
破産者　高塚　　剛
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１５７号
茨城県牛久市南４丁目15番地17
破産者　木下　賢一
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
新潟市東区臨港町２丁目10番２号、開始決定時の住民票上の住所新潟市中央区上所３丁目18番２号サーパスシティ西新潟弐番館701号
破産者　宮沢　浩之
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０６号
石川県白山市森島町い43番地１
破産者　北橋　政広
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所